排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 参照条文

○水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 この法律において「排出水」とは、 特定施設 (指定地域特定施設を含む。以下同じ。) を設置する工場又は事業場 (以下「特定事業

場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

7~9 (略)

(排水基準)

第三条 排水基準は、 排出水の汚染状態 (熱によるものを含む。 以下同じ。)について、 環境省令で定める。

2~5 (略)

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、 と判断される範囲内において、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要 を定めることができる。

○ 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号) (抄)

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法 おりとし、 「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げると その他の排出水の汚染状態については、 (昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。) 第三条第一項の排水基準は、 別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。 同条第一 一項の有害物質(以

 \bigcirc 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成十八年環境省令第三十三号) 抄)

附則

(経過措置)

う。 下「施行日」という。)から十五年間は、 定事業場をいう。以下この条および次条において同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態に ついての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特 第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の排水基準省令」とい (以下単に「排水基準」という。) については、この省令の施行の日 以

2~3 (略)

附則別表

	ミリグラム) 電気(単位 一リットルにつき	亜鉛含有量 金属	項目
受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和三	電気めっき業	金属鉱業	業種
		五.	許容限度

- 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同
- じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含 有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。
- 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。

$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$

- この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。
- Сі 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値(単位 一リットルにつき

ミリグラム)

- Qi 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 (単位 一日につき立方メートル)
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 一日につき立方メートル)